



1勤務が2暦日にわたる場合の日数について



夜勤シフトで働く場合や残業により「0時」を超えてしまった方がいた場合、給与計算や社会保険手続きを行う上でどうしてもわからない場合があるかと思えます。

今回のあおぞらレターでは、1勤務が2暦日にわたる場合の日数やその考え方についてご案内いたします。

平成29年9月18日付 労働新聞より



問 長時間労働を理由に退職を申し出てきた従業員がいます。深夜労働により、0時をまたいで勤務が2暦日に及んだときの、被保険者期間の考え方ですが、初日から引き続く1日なのか、それとも2日とカウントするのでしょうか。

答 長時間労働があったときには、基本手当の所定給付日数に上乘せ等がある特定受給資格者に該当する可能性があります。この場合は、離職の日以前1年間に被保険者期間が6カ月以上で足りません(雇保法13条2項)。

8時間超は2日と換算

0時またぐと何日に?

離職証明書の賃金日数

長時間労働を理由に退職を申し出てきた従業員がいます。深夜労働により、0時をまたいで勤務が2暦日に及んだときの、被保険者期間の考え方ですが、初日から引き続く1日なのか、それとも2日とカウントするのでしょうか。

【長野・N社】

長時間労働により深夜が行われたため離職した場合等です(雇保則36条5号)。

長時間労働により深夜に及んだ場合、離職証明書の被保険者期間における賃金支払の基礎となった日数の計算は、深夜労働に従事して翌日にわたり、かつ、その労働時間が労基法32条2項に規定する8時間を超える場合には、これを2日として計算します(雇用保険業務取扱要領)。翌日休みにしたとしても2日とカウントすることになります。

パターン	カウント方法	例) 臨時的に、1日の所定労働時間が20時~翌5時(うち休憩1時間)の場合は?
割増賃金の計算	始業時刻の属する日を起算に1労働日としてカウント	翌5時以降引き続き勤務する場合は残業扱い=時間外の割増必要 ※別途深夜割増も必要
年次有給休暇の取得・付与	原則、暦日0~24時を1日カウント★1	その日休暇を取得した場合は2日消化。付与時の出勤率などの算出にあたっては2日勤務したこととする。
離職票「賃金支払基礎日数」	1回の勤務が、2日にわたる業務でかつ、労働時間が8時間を超える場合は2日カウント	残業が無い場合(8時間を超えない)は1日、残業があった場合2日としてカウントする。
算定・月変「支払基礎日数」	月給者: 原則、各月の暦日数 日給者: 給与支払の基礎となる出勤回数 ※変形労働の場合は時給者と同様 時給者: 月の総労働時間を1日の所定労働時間で割って得た日数	

★1: 常夜勤・交代制は、1勤務日を1日で扱うイレギュラー有り

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277